

1. まちづくり条例の検討経過

茂原市では、少子高齢化・人口減少時代を迎え、市民参加・市民協働のまちづくりを進めるにあたり、市民・議会・行政などのまちづくりの担い手が共有する基本的なルールである「まちづくり条例」(自治基本条例)についての検討を進めてまいりました。

市民参加のプロセスで条例の検討を進めるため、一般公募によって集まった30名の市民から成る「茂原市自治基本条例を考える市民の会」(以下「市民の会」と表記)が、20か月・37回に及び検討を重ね、平成25年9月に「まちづくり条例に関する基本的な考え方(提言書)」を取りまとめて、市長に提出しました。

これを受け、学識経験者、市民・議会・行政の代表や一般公募市民、市民の会の代表など18名から成る「まちづくり条例策定協議会(以下「協議会」と表記)」が設置されました。

協議会では、平成26年1月以降、おおむね月に1度のペースで会議を開き、提言書を元に、検討を重ねています。

今回は、協議会における検討の途中経過についてご報告します。

2. まちづくり条例の構成案 ※今後の検討状況により、変更になる場合があります。

- 前文
- 第1章 総則
  - 第1条 目的
  - 第2条 条例の位置付け
  - 第3条 定義
  - 第4条 まちづくりの基本原則
- 第2章 情報の共有
  - 第5条 市政に関する情報の共有
  - 第6条 個人情報の保護
  - 第7条 説明責任及び応答責任
- 第3章 市民参加のまちづくり
  - 第8条 市民の権利
  - 第9条 市民の役割
  - 第10条 参加の機会の保障
  - 第11条 男女共同参画によるまちづくり
  - 第12条 子どもの参加の機会の保障
- 第4章 市民自治の仕組み
  - 第13条 まちづくりと地域コミュニティ
  - 第14条 地域コミュニティの育成及び支援
  - 第15条 地域におけるまちづくり
  - 第16条 住民投票
- 第5章 協働
  - 第17条 協働によるまちづくり

- 第6章 ひらかれた議会
  - 第18条 議会の役割と責務
  - 第19条 議員の責務
  - 第20条 議会に対する市民の権利
  - 第21条 市民の議会参加
  - 第22条 議会情報の公開
  - 第23条 議事の公開
- 第7章 行政運営の基本原則
  - 第21条 市長の役割と責務
  - 第22条 執行機関の役割と責務
  - 第23条 災害対策
  - 第24条 職員の役割と責務
  - 第25条 行政組織の整備
  - 第26条 総合計画等
  - 第27条 財政運営
  - 第28条 監査
  - 第29条 行政評価
  - 第30条 政策法務等
  - 第31条 行政手続
  - 第32条 国等との連携
- 第8章 実効性の確保
  - 第33条 委員会の設置
- 附則
  - 条例の見直し

3. まちづくり条例の検討状況(中間報告)

- 前文(未検討)  
茂原市のこれまでの経緯と現在置かれている状況を踏まえ、今後どのようなまちづくりをしていかななくてはならないか、なぜこの条例を制定しなくてはならないか、その基本的な理念とは何かを規定した前文を置く予定です。
- 第1章 総則(未検討)  
条例制定の目的、条例の位置づけ、用語の定義、まちづくりの基本原則などを規定した総則を置く予定です。
- 第2章 情報の共有  
市民、市及び議会の情報共有のあり方、個人情報の保護、説明責任・応答責任について規定しています。

<p><b>市政に関する情報の共有</b></p> <p>市及び議会は、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。</p> <p>市及び議会は、保有する情報を適正に公開します。</p> <p>附属機関等の会議は、公開します。</p>	<p><b>個人情報の保護</b></p> <p>市及び議会は、保有する個人情報について適正に管理し、その利用及び提供に当たっては、適切な保護措置を講じます。</p>	<p><b>説明責任・応答責任</b></p> <p>市及び議会は、市政に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明します。</p> <p>市は、市民からの意見等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
--	---	---

- 第3章 市民参加のまちづくり  
市民の権利や役割、参加の機会の保障などについて規定しています。

<p><b>市民の権利</b></p> <p>市民は、まちづくりに関する情報について、知る権利を有しています。</p> <p>市民は、まちづくりに参加する権利を有しています。</p> <p>市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性が尊重されます。</p>	<p><b>市民の役割</b></p> <p>市民は、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。</p> <p>ただし、参加を強制されることがあってはなりません。</p> <p>市民は、参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p>	<p><b>参加の機会の保障</b></p> <p>市及び議会は、市民が意見等を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供します。</p> <p>市は、市民の意見等を検討し、市政に反映するよう努めるとともに、検討結果及びその理由を、分かりやすく公表します。</p>
<p><b>男女共同参画によるまちづくり</b></p> <p>市民、市及び議会は、男女共同参画社会の実現を目指して、男女が互いを理解し、協力し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる環境づくりに努めます。</p>	<p><b>子どもの参加の機会の保障</b></p> <p>市民及び市は、子どものころから自らのまちに愛着と誇りを持つよう、子どもがまちづくりに参加しやすい機会を設けるよう努めます。</p>	



- 第4章 市民自治の仕組み  
まちづくりの担い手である地域コミュニティのあり方、地域におけるまちづくり等について規定しています。(住民投票については検討保留中)

#### まちづくりと地域コミュニティ

市民は地域コミュニティ(自治会、NPO、ボランティア団体等)がまちづくりの担い手であることを認識し、積極的に活動に参加するよう努めます。

地域コミュニティ同士は、連携、協力を図ります。

#### 地域コミュニティの育成と支援

市は、市民や地域コミュニティに対して、学習及び人材育成の機会を提供します。

市は、地域コミュニティの主体性を尊重し、その自主性・自立性を損なわない範囲で、活動の支援を行います。

#### 地域におけるまちづくり

住民は、地域のことを自ら考え、実行できるようにするため、地域まちづくり協議会を設置することができます。市は、その設立と運営に当たって、必要な支援を行います。

- 第5章 協働  
市民、市及び議会の協働によるまちづくりのあり方について規定しています。

#### 協働によるまちづくり

市民、市及び議会は、公共的課題の解決のため、役割を認識し、協議、連携、協力してまちづくりに取り組みます。

市は、協働によるまちづくりを推進するための制度の整備を行います。



協議会の様子

- 第6章 ひらかれた議会(未検討)  
議会の役割と責務、議員の責務、議会に対する市民の権利、市民の議会参加、議会情報の公開、議事の公開など、議会のあり方を規定した「ひらかれた議会」の章を置く予定です。
- 第7章 行政運営の基本原則(検討中)  
市長の役割と責務、執行機関の役割と責務、災害対策、職員の役割と責務、市政の自浄、行政組織の整備、総合計画等、財政運営、監査、行政評価、政策法務等、行政手続、国等との連携など、行政のあり方を規定した「行政運営の基本原則」の章を置く予定です。
- 第8章 実効性の確保(検討中)  
条例の実効性を確保する仕組みとして、委員会の設置を規定した「実効性の確保」の章を置く予定です。
- 附則(検討中)  
条例の見直しを規定した「附則」を置く予定です。

※今回の「中間報告」は、協議会における議論の途中経過を報告したものであり、今後の検討状況により、変更になる場合があります。また、条文は簡略化して掲載しており、一部表現が異なります。

#### 4. 協議会における主な意見・発言(抜粋)

- 市が計画を策定しようとするとき、なぜそれが必要なのか等の情報が無いと、議論が始まらない。
- 市側でほぼ固まったものを審議会に諮るだけでなく、もっと多様な市民の意見を吸い上げるような場の提供が必要。
- 単に議会や行政が持っている情報を公開するだけでなく、もっと積極的なやりとりがなされる必要がある。
- お互いに、一つのことを協働でつくり上げていくのであれば、市民側にも増加する負担を負っていく覚悟が必要。
- 行政も議会も、市政について与えられた権限に対する説明責任・応答責任を有する。
- まちづくりの主体は、市民、市及び議会であり、それぞれの立場や活動がある中で、それらが重なり合う部分が「協働」である。
- 行政や議会が求めるところは市民の福祉、幸福である。計画や実施、評価に関わるのは、市民の「参加する権利」である。
- 権限の源泉は、市民である。また、担い手としての市民もいる。「市民参加のまちづくり」の章では、担い手としての市民に絞って描くべき。
- 情報公開と知る権利は対になるもの。市及び議会には説明する責任があり、市民には知る権利がある。
- 「まちづくり」は、行政・議会・地域など、いろいろなことを総称するイメージ。
- 「市民は、まちづくりに積極的に参加するよう努める」とあるが、いろいろな事情があって参加できない人もいる。それも含めて、市民全体として「努める」という表現であればよい。
- 条例がなくても、市民の活動はできている。堅苦しくなると、かえって動きにくくなるのではないか。
- この条例がどのように生きてくるのかは、まちづくりのそれぞれの場面に落とし込んでいかないと、なかなか理解しにくいかもしれない。
- 「行政の縦割り」はよく言われることだが、「地域の縦割り」も壁が大きい。今後はそれを克服していかないと、地域も枯渇してしまう。
- 市内には、いろいろな団体がある。それを横に繋げることにより、だんだん広がっていくのではないか。点と点を結べば線になり、それが面になっていき、これからの茂原市の活性化につながっていくのではないか。

#### 5. 今後の予定

協議会において提言書の検討を終えた後は、市長に対して「答申」を提出し、市長は「答申」を元に、条例案を作成して議会に上程します。

条例案の作成に際しては、パブリックコメント手続などにより、市民の皆さんのご意見を伺い、その考えを反映させながら、さらなる検討を進めてまいります。

茂原市の「まちづくり条例」を考えるためには、市民の皆さんがどのようなまちのあり方を望んでいるか、その考えを反映し、今後のまちづくりのためにはどのような基本原則を盛り込むべきなのかを考えていくことが必要です。ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

協議会の会議は傍聴できます(定員20人・受付順)。日程など詳しくは、企画政策課ホームページをご覧ください。

【茂原市まちづくり条例策定協議会】

事務局 茂原市役所企画政策課  
〒297-8511 茂原市道表1

TEL 0475-20-1516

FAX 0475-20-1603

<http://www.city.mobara.chiba.jp/kikaku/>

E-mail [kikaku@city.mobara.chiba.jp](mailto:kikaku@city.mobara.chiba.jp)

